

議案第 50 号

墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 12 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に
関する条例の一部を改正する条例

墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例
(平成 25 年墨田区条例第 29 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「及び法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号」を削り、「法人」の次に「又は
病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介
護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加え、同条に次の 1 項を加
える。

2 法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

第 10 条中「78 条の 2 第 1 項」を「第 78 条の 2 第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行規則の一部改正により、指定地域密着型サービスの事業のうち看護
小規模多機能型居宅介護事業の申請者の資格に係る基準が改められたことに伴い、
所要の改正をする必要がある。